

山形県郷土館（愛称：文翔館）及び県政史緑地
施設概要書

令和8年6月
山形県

I 施設の概要

1 施設の設置目的

山形県郷土館は、重要文化財山形県旧県庁舎及び県会議事堂を保存し、及び公開することにより、県民の郷土の理解に資するとともに、本県の文化の振興を図るために設置された施設で、「文翔館」の愛称で県民の皆様に親しまれています。

文翔館では、郷土に関する常設展示のほか、ギャラリー、ホール、会議室等を一般に貸し出しており、絵画、書、写真、生け花等の芸術文化活動の発表の場として、またコンサート会場等として幅広く利用されています。

県政史緑地は、山形県郷土館「文翔館」の周辺エリアを整備した都市公園で、大正の古き良き時代の薫りを今に伝える文翔館と調和するように設計され、文翔館を訪れた方や近隣住民の憩いの場として親しまれています。

2 施設周辺の状況

山形市の中心部に位置し、近隣には、遊学館（山形県立図書館、山形県生涯学習センター、山形県男女共同参画センター）、山形市役所、山形地方裁判所等があります。

3 施設の概要

3-1 山形県郷土館「文翔館」

位置	: 山形市旅籠町三丁目4番51号
開館	: 平成7年10月1日
建築面積	: 2,740 m ²
延床面積	: 6,631 m ² (旧県庁舎 5,482 m ² 、旧県会議事堂 1,097 m ² 、渡り廊下 52 m ²)
構造	: 旧県庁舎…石造及び煉瓦造3階建、 旧県会議事堂…石造及び煉瓦造一部2階建

(1) 現在の常設展示施設及び展示内容の概要（参考）

- ① 県政の歩み（旧県庁舎3階）
 - ・歴代知事の紹介と三島通庸に関する資料の展示
- ② 街並探訪（旧県庁舎3階）
 - ・旧県庁舎落成（大正5年）当時の街並の復原
 - ・県都山形市の都市の変遷をたどる資料の展示
- ③ 復原の記録（旧県庁舎3階）
 - ・重要文化財山形県旧県庁舎及び県会議事堂の修理復原工事に係る記録や当時の建築部材の展示
- ④ 記念碑の回廊（旧県庁舎3階）
 - ・明治以降を5つの時代に区分し、各時代の人々の暮らしが浮き彫りになるよう、風俗や流行等の身近な話題にスポットを当てた展示
 - ・明治維新～明治中期
 - ・明治中期～大正
 - ・昭和戦前
 - ・昭和戦後～昭和30年代中期
 - ・昭和30年代中期～現代

- ⑤ 最上川は語る（旧県庁舎2階）
 - ・最上川を軸として県内4地域の風土、文化等を紹介する展示
- ⑥ やまがたの文学（旧県庁舎2階）
 - ・山形ゆかりの著名な作家・文学者を紹介
- ⑦ 県議会の歩み（旧県会議事堂1階・2階）
 - ・歴代議長の紹介と県議会の仕組み等の展示

（2）貸出施設・設備の概要

① 施設

施設名	定員等	主な備品等	備 考
第1会議室	24人	長机、椅子、白板	
第2会議室	24人	長机、椅子、白板	
第1ギャラリー	小	展示パネル	
第2ギャラリー	中	展示ケース	
第3ギャラリー	大	ピクチャーハンガーセット	
第4ギャラリー	中		
第5ギャラリー	中		
第6ギャラリー	大		
第7ギャラリー	小		
第8ギャラリー	中		
ホー ル	250人	ピアノ、指揮台、譜面台、演壇、椅子	
中 庭	—		

② 設備

種別	設 備 名
舞台設備	ピアノ
	指揮台
	譜面台
	演壇
舞台照明設備	演壇照明
	スポットライト
視聴覚設備	マイクセット
	プロジェクター
	モニターテレビ
展示設備	展示パネル
	展示ケース

（3）サービス施設の概要

- ① 喫茶室（耕地整理製図室）、談話室（勸業課、応接室）
- ② 映像ホール（警保課）

3-2 県政史緑地

位 置 : 山形市旅籠町三丁目4番51号
供用開始 : 平成6年4月1日
面 積 : 15,621 m²
主な施設 : 日本庭園、流れ、石張り公園、噴水、花壇、パーゴラ、広場、便所

※ 都市公園法及び山形県都市公園条例に基づき、都市公園内で一定の行為を行う場合等は知事の許可が必要です。

なお、郷土館には、来館者用駐車場（1,796 m²）が併設してあります。

Ⅱ 使用料金

1-1 現在の使用料金（郷土館）

郷土館の入館料は無料となっておりますが、会議室、ギャラリー、ホール及び中庭を使用する場合の現在の使用料金は次のとおりとなっております。

(1) 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第2会議室	1,090円	1,370円	1,640円
第1ギャラリー	590円	740円	880円
第2ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第3ギャラリー	1,180円	1,480円	1,770円
第4ギャラリー	1,090円	1,370円	1,640円
第5ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
第6ギャラリー	1,280円	1,610円	1,920円
第7ギャラリー	600円	750円	900円
第8ギャラリー	1,120円	1,400円	1,680円
ホ ー ル	7,160円	8,960円	10,720円
中 庭	3,200円	4,000円	4,800円

(2) 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第2会議室	2,180円	2,740円	3,280円
第1ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第2ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第3ギャラリー	2,360円	2,960円	3,540円
第4ギャラリー	2,180円	2,740円	3,280円
第5ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
第6ギャラリー	2,560円	3,220円	3,840円
第7ギャラリー	1,200円	1,500円	1,800円
第8ギャラリー	2,240円	2,800円	3,360円
ホ ー ル	14,320円	17,920円	21,440円
中 庭	6,400円	8,000円	9,600円

(3) 3,000円を超える入場料金を領収する場合

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第2会議室	2,390円	3,010円	3,600円
第1ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第2ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第3ギャラリー	2,590円	3,250円	3,890円
第4ギャラリー	2,390円	3,010円	3,600円
第5ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
第6ギャラリー	2,810円	3,540円	4,220円
第7ギャラリー	1,320円	1,650円	1,980円
第8ギャラリー	2,460円	3,080円	3,690円
ホ ー ル	15,750円	19,710円	23,580円
中 庭	7,040円	8,800円	10,560円

(4) 準備又は練習のために使用する場合

区 分	使 用 料 の 額		
	午前9時から 午後1時までの間	午後1時から 午後5時までの間	午後5時から 午後9時までの間
第1会議室	540円	680円	820円
第2会議室	540円	680円	820円
第1ギャラリー	290円	370円	440円
第2ギャラリー	540円	680円	820円
第3ギャラリー	590円	740円	880円
第4ギャラリー	540円	680円	820円
第5ギャラリー	560円	700円	840円
第6ギャラリー	640円	800円	960円
第7ギャラリー	300円	370円	450円
第8ギャラリー	560円	700円	840円
ホ ー ル	3,580円	4,480円	5,360円
中 庭	1,600円	2,000円	2,400円

(5) 設備使用料

種別	設 備 名	単位	使用料の額
舞台設備	ピアノ	1台	5,550円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
	演壇	一式	410円
舞台照明設備	演壇照明	1列	1,040円

	スポットライト	1台	510円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,040円
	プロジェクター	一式	940円
	モニターテレビ	1台	510円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	1台	200円

(6) その他

- ① 施設の使用に当たり特別に電気を消費する場合は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計(キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)を乗じて得た額を加算する。
- ② ホールの使用に当たり冷暖房を使用する場合は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,680円を加算する。

1-2 現在の使用料金(県政史緑地)

県政史緑地の入園料は無料で、誰でも自由に公園を利用することができます。

ただし、都市公園法及び山形県都市公園条例に基づき、知事の許可を得て都市公園内で一定の行為を行う場合は使用料を徴収しています。

山形県都市公園条例第5条第1項各号に規定する行為を行う場合の現在の使用料

区 分	単 位	金 額
物品の販売又は頒布	1人1日につき	790円
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートル1日につき	80円
募金、署名運動その他これらに類する行為	1人1日につき	790円
業としての写真の撮影	1人1日につき	790円
業としての映画の撮影	1日につき	16,010円

※ 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

2 収入の実績

郷土館及び県政史緑地の令和3年度から令和7年度までの各年度の収入実績は次のとおりです。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
郷土館及び 県政史緑地	5,468,815 円	5,568,255 円	4,764,425 円	5,373,445 円	4,824,221 円

3 使用料減免の状況

(1) 使用料減免に関する規定

① 山形県郷土館条例第6条第2項

知事は、公益上特に必要があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

② 山形県都市公園条例第11条

知事は、公益上特に必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

③ 山形県郷土館条例第12条第5項、山形県都市公園条例第15条の4第5項

指定管理者が管理を行う場合にあつては、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(2) 現在の指定管理者による郷土館及び県政史緑地の使用料減免基準（参考）

① 県又は公益財団法人山形県生涯学習文化財団が設置目的に関する事業に使用するとき：全部の額

② 教育課程に基づく学校等が教育活動の一環として実施する事業に使用するとき：2分の1

ただし、県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で使用する場合は、全額を免除することが出来る。

③ その他前各号に準ずると認められるとき：その都度全部の額又は2分の1

(3) 現在の指定管理者による過去の使用料減免額（参考）

令和5年度から令和7年度までの各年度の使用料減免の件数及び金額

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
郷土館	67件	1,704,135円	82件	1,860,365円	89件	2,041,330円
県政史緑地	5件	650,782円	3件	503,604円	5件	761,583円

Ⅲ 施設の開館時間・休館日

1 現在の開館時間（郷土館）

館内を観覧できる時間は、現在、午前9時から午後4時30分までとなっています。

ただし、8月4日から15日までは、午前9時から午後6時30分までとなっています。

また、許可を受けて会議室、ギャラリー、ホール及び中庭を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとなっています。

2 現在の休館日（郷土館）

第1・第3月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日であるときは、その直後の休日でない日）

12月29日から翌年の1月3日までの日

※ 県政史緑地には、開館時間及び休館日はありません。

3 臨時休館（郷土館）

施設の設定備改修等のため、一定期間を設けて施設利用を休止する場合があります（部分的な利用休止を含む。）。

IV 郷土館の利用実績

令和3年度から令和7年度までの各年度の郷土館の利用状況は次のとおりです。

利用日数は、午前9時から午後9時までのうち短時間でも使用があれば1日としてカウントしています。

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開館日数		334日	332日	336日	336日	333日
第1会議室	利用日数	101日	158日	164日	160日	156日
	利用率	30.2%	47.6%	48.8%	47.6%	46.8%
第2会議室	利用日数	168日	172日	184日	170日	192日
	利用率	50.3%	51.8%	54.8%	50.6%	57.7%
第1ギャラリー	利用日数	112日	56日	94日	69日	125日
	利用率	33.5%	39.7%	28.0%	20.5%	37.5%
第2ギャラリー	利用日数	87日	35日	54日	77日	118日
	利用率	26.0%	24.8%	16.1%	22.9%	35.4%
第3ギャラリー	利用日数	93日	41日	56日	77日	102日
	利用率	27.8%	29.1%	16.7%	22.9%	30.6%
第4ギャラリー	利用日数	74日	44日	44日	50日	101日
	利用率	22.2%	30.3%	13.1%	14.9%	30.3%
第5ギャラリー	利用日数	181日	89日	169日	139日	164日
	利用率	54.2%	63.6%	50.3%	41.4%	49.2%
第6ギャラリー	利用日数	200日	98日	187日	174日	192日
	利用率	59.9%	70.0%	55.7%	51.8%	57.7%
第7ギャラリー	利用日数	195日	70日	178日	191日	206日
	利用率	58.4%	50.0%	53.0%	56.8%	61.9%
第8ギャラリー	利用日数	192日	54日	155日	132日	161日
	利用率	57.5%	38.0%	46.1%	39.3%	48.3%
ホー ル	利用日数	149日	200日	120日	170日	106日
	利用率	44.6%	59.5%	54.1%	50.6%	31.8%
中 庭	利用日数	0日	2日	0日	3日	3日
	利用率	0%	0.6%	0%	0.9%	0.9%
来館者数		82,957人	117,311人	151,234人	177,542人	143,482人

※ 利用率は利用日数を開館日数で除して得た数値である。

V その他

1 収蔵品等

郷土館には、本県の明治以降の民俗資料を中心に約31,500点の収蔵品等があります。これらの収蔵品等は、常設展示として展示室に陳列しているもののほか、収蔵庫の中に保管しています。

収蔵庫は全部で8室（計457㎡）あり、うち4室（計228㎡）は24時間一定の温度・湿度に保つことができる特別収蔵庫となっています。主として絵画、漆器、衣類、人形等は特別収蔵庫に、それ以外の農具、舟運道具、書籍、文書類は一般収蔵庫で保管しています。

収蔵品等の展示及び保管等については、学芸関係の専門知識をもつ職員が適切に行っています。

なお、郷土館は博物館法に規定する博物館ではありませんが、常設展示や復原区域を公開するとともに多数の資料を収蔵していることから、博物館類似施設として山形県博物館連絡協議会に加入しています。

2 ガイドボランティア

郷土館では、ガイドボランティアによる館内の案内及び展示説明を行っています。ガイドボランティアは、令和8年4月1日現在で74名（男40名・女34名）が登録されています。

ガイドボランティアは、1日約4名（午前約2名・午後約2名）が活動しています。活動人数は、季節、曜日、予約の多寡により変動します。午前の従事時間は午前9時から午後1時まで、午後の従事時間は午後0時30分から4時30分までとなっています。

ガイドボランティアに対しては、交通費と昼食を支給しています。

3 行政財産の目的外使用許可

(1) 行政財産の目的外使用許可

地方自治法第238条の4第4項の規定により、行政財産の目的外使用を許可しているものは次のとおりです。

区分	使用者	数量	期間
喫茶室	月珈琲株式会社	71.4㎡	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日

※ 喫茶室については、令和9年4月以降も引き続き行政財産目的外使用を認める予定。

(2) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料徴収実績

令和6年度及び令和7年度の行政財産目的外使用許可に係る使用料徴収実績は次のとおりです。

この使用料については、令和9年4月以降においても引き続き県が使用者から徴収します。

区分		令和6年度	令和7年度
喫茶室 (光熱水費等は50%減額)	土地建物使用料	375,849円	356,764円
	光熱水費等	248,142円	271,565円

4 光熱水費の実績

令和5年度から令和7年度までの各年度の光熱水費の実績は次のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
光熱水費	11,929,922円	14,108,000円	13,735,556円
電気料金	6,180,100円	7,228,298円	7,050,512円
上下水道料金	1,370,062円	1,490,142円	1,582,344円
灯油代	4,379,760円	5,389,560円	5,102,700円

5 修繕費について

国の重要文化財に指定されている郷土館や県政史緑地、収蔵する文化的資料を良好な状態で保存・管理するため、日常的な修繕や、通常の保守点検で生じる部品交換等で、比較的小規模な修繕等を計画的に実施しています。

(参考) 令和7年度の主な修繕等の内容

- 傘立て修理
- 記念碑の回廊器更新
- 敷石補修
- 来館者用駐車場看板修理
- 消防設備等修繕
- ベンチ修理
- エアコン修理
- ロールカーテン修理
- トイレ修理
- スレート点検修理
- 正面玄関高圧洗浄
- LED化工事
- 樹木支障枝剪定
- その他故障個所の修繕